

利用上の注意

1. 「2024年経済構造実態調査製造業事業所調査」（以下「製造業事業所調査」という。）の調査結果は、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
2. 事業所について、日本標準産業分類（第14回改定）における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。
3. 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、2024年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、2023年1年間の数値である。
4. 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
5. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「***」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

6. 集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

日本標準産業分類の第14回改定に伴い、2024年調査より、製造業事業所調査用産業分類も改定した。改定内容については表1参照。

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

・ 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

・ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(3) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製 造 品 名	分類	製 造 品 名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋（合成皮革）	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
人造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
義歯	2744	看板・標識機	3292
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	パレット	3293
かつら	3229	モデル・模型	3294
時計側	3231	工業用模型	3295
楽器	324	レコード	3296
		眼鏡	3297

7. 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000928642.pdf

8. 製造業事業所調査と工業統計調査（以下「工業統計」という。）は集計範囲等が異なり、過去の工業統計と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

(1) 製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を集計しているが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。

(2) 製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、経済センサス - 活動調査と同様の扱いとしている。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理を

している。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10％）と異なる。

9. 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類名	略 称	産業中分類名	略 称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ	26 生産用機械器具製造業	生産
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

表1 経済構造実態調査＜製造業事業所調査＞用産業分類新旧対応表（改定部分のみ抜粋）

旧	新	変更内容
09 食料品製造業	09 食料品製造業	
095 糖類製造業	→ 095 砂糖・でんぷん糖類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業小分類名の改称。
0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	0951 砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	
0952 砂糖精製業	0952 砂糖精製業	
0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖類製造業	→ 0953 でんぷん糖類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業	
102 酒類製造業	102 酒類製造業	
1021 果実酒製造業	→ 1021 果実酒製造業	日本標準産業分類の改定に伴う分割
1022 ビール類製造業	→ 1022 発泡性酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称、統合。
1023 清酒製造業	1023 清酒製造業	
1024 蒸留酒・混成酒製造業	→ 1024 醸造酒類製造業(果実酒、清酒を除く)	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の廃止(分割して新1022、1024、1025、1026へ)	→ 1025 蒸留酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
	→ 1026 混成酒類製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設、統合。
11 繊維工業	11 繊維工業	
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	
1161 織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1161 織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1162 織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1162 織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1163 織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1163 織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1164 織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	1164 織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	
1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	1165 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
1166 ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)	→ 1166 ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
1167 ニット製アウターシャツ類製造業	1167 ニット製アウターシャツ類製造業	
1168 セーター類製造業	1168 セーター類製造業	
1169 その他の外衣・シャツ製造業	1169 その他の外衣・シャツ製造業	
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油製品・石炭製品製造業	
172 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	→ 172 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)	日本標準産業分類の改定に伴う産業小分類名の改称。
1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	→ 1721 潤滑油・グリース製造業(石油精製によらないもの)	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	
213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	
2131 粘土かわら製造業	→ 2131 粘土かわら製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2132 普通れんが製造業	2132 普通れんが製造業	
2139 その他の建設用粘土製品製造業	2139 その他の建設用粘土製品製造業	
25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	
253 一般産業用機械・装置製造業	253 一般産業用機械・装置製造業	
2531 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	2531 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	
2532 エレベーター・エスカレーター製造業	2532 エレベーター・エスカレーター製造業	
2533 物流運搬設備製造業	2533 物流運搬設備製造業	
2534 工業窯炉製造業	→ 2534 工業窯炉製造業(焼焼炉)	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2535 冷凍機・温湿調整装置製造業	2535 冷凍機・温湿調整装置製造業	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
282 電子部品製造業	282 電子部品製造業	
2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	→ 2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	
292 産業用電気機械器具製造業	292 産業用電気機械器具製造業	
2921 電気溶接機製造業	2921 電気溶接機製造業	
2922 内燃機関電装品製造業	→ 2923 電気炉・電熱装置製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類の新設。
2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	→ 2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)	日本標準産業分類の改定に伴う分割。
30 情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	
301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	301 通信機械器具・同関連機械器具製造業	
3011 有線通信機械器具製造業	3011 有線通信機械器具製造業	
3012 携帯電話機・PHS電話機製造業	→ 3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	日本標準産業分類の改定に伴う産業細分類名の改称。
3013 無線通信機械器具製造業	3013 無線通信機械器具製造業	
3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
3015 交通信号保安装置製造業	3015 交通信号保安装置製造業	
3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	